

2 化学物質の購入

化学物質の発注～納品～使用後までの流れは、以下のとおりです。なお、下記に該当するものについては、事前に法令に基づく手続きが必要ですので、発注の前に各箇所の薬品管理窓口、または、環境保全センターまでご相談ください。（詳細は、QRコードのリンク先「化学物質管理に関する重要な法令の紹介」参照）



化学物質管理に関する
重要な法令の紹介

- | | |
|--------|-----------|
| ➡ 麻薬 | ➡ 覚せい剤原料 |
| ➡ 向精神薬 | ➡ 特定毒物 |
| ➡ 覚せい剤 | ➡ 免税アルコール |

発注から使用後までの流れ

作 業	対応者	注意事項
①発注	各研究室や実験室等	納入業者へ直接発注（その際に納品場所のみならず、 保管場所についても伝えること ）
②納入情報の通知	納入業者	納入業者は、納品前に、納入情報を薬品管理窓口にもメール送付
③バーコードラベル・バーコード割当表の準備	薬品管理窓口	薬品管理窓口担当者は、納入情報を CRIS 登録し、薬品 1 本 1 本ごとに貼るバーコードラベルとバーコード割当表を準備
④納品確認	薬品管理窓口	納入業者は、納品前に、薬品管理窓口に立ち寄る 窓口担当者は、納品書等をもとに納品確認を行い、検収印を押印
⑤バーコードラベル・バーコード割当表の納入業者受け取り	納入業者	納入業者は、ラベル・割当表を受け取る
⑥納品	納入業者	納入業者は、ラベル・割当表を添えて、薬品使用箇所へ納品
⑦バーコードラベル貼付	各研究室や実験室等	使用者は、割当表のとおり、バーコードラベルを薬品に貼付する
⑧バーコードラベル返却（薬品使用后）	各研究室や実験室等	使用者は、バーコードラベルをバーコードラベル回収用紙に貼り、速やかに薬品管理窓口まで返却する

※毎年数百本の薬品が不要薬品として廃棄されています。薬品等は、必要量以上に購入しないようにしましょう。

※研究室として、初めて薬品を購入する場合には、CRIS への登録が必要となるため、その旨 WCRIS@list.waseda.jp まで連絡してください。

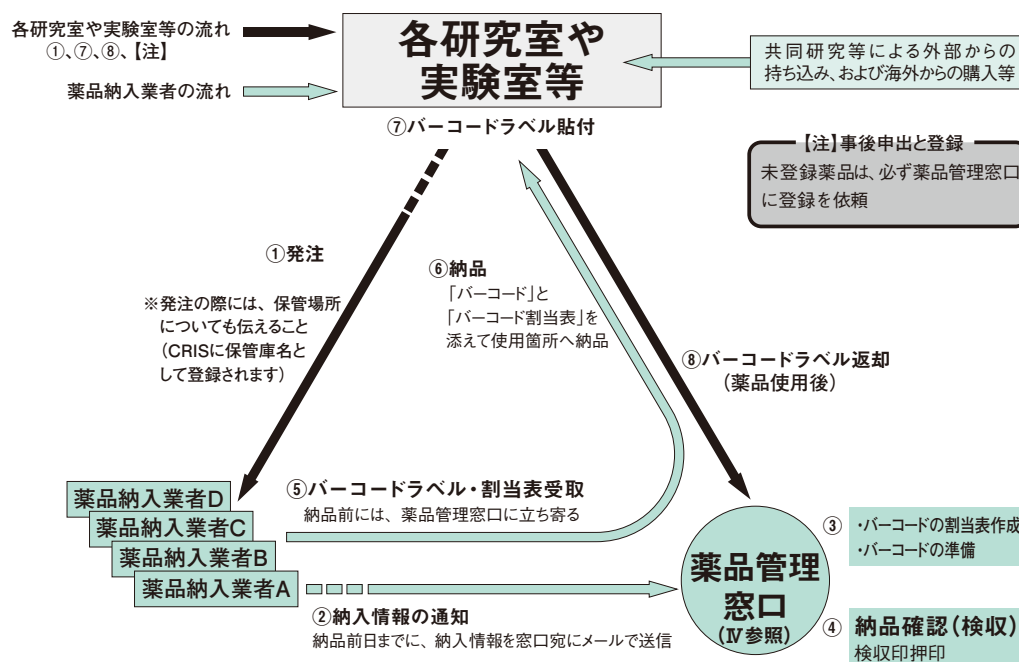
※高圧ガスの場合は、バーコードラベルの代わりに伝票が発行されます。

※代理店を利用せず、化学物質を海外から直接輸入する場合、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）等の事前手続きが必要な場合があります。発注の前に各箇所の薬品管理窓口、または、環境保全センターまでご相談ください。

※学外納品の場合は、在庫情報は CRIS に登録されません。検収については、原則は受ける必要がありますが、学外への直接納品等で検収を受けられない場合には、「学外納品物件特別検収申請書」に必要事項を記入し、納品書（または領収書）とともに、予算管理箇所へ持参してください。



早稲田大学
アカウンティングセンター



④「納品確認」

CRIS登録対象の化学物質については、経理処理の際に、公的資金での購入か否かに関わらず、すべて薬品管理窓口にて納品確認および納品書への検収印の押印が必要になりますので、前述の「CRIS登録対象物質に関するフローチャート」にて、対象物質をご確認ください。

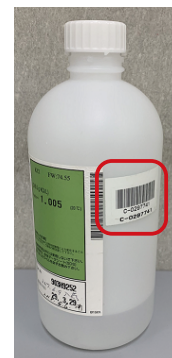
⑦「バーコードラベル貼付」

納品業者より、バーコードラベルとバーコード割当表を受け取り、写真のようにバーコードラベルを試薬容器に貼り付けてください。対応する法規（毒物劇物、危険物）などは、SDSや薬品のラベルで必ず確認してください。

バーコード割当表

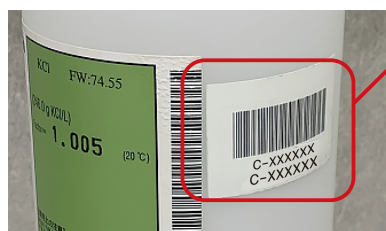
伝票番号：00001

バーコード	化学物質製品名	グレード	容量	容量単位	...	毒物劇物取締法
C-00000001	硝酸 (1.38)	一級	500	mL	...	劇物



⑧「バーコードラベル返却 (薬品使用后)」

使い終わった薬品に貼付されているバーコードラベルは、専用の回収シートに貼り替えて、速やかに薬品管理窓口 (IV参照) まで返却してください。回収用紙にバーコードが埋まらないまま、返却いただいて構いません。なお、不要薬品として廃棄申請する場合は、貼り替えず、環境保全センターの指示に従ってください。



環境保全センター行き
薬品バーコードラベル回収用紙

年 月 日

研究施設	内線番号
保管場所	品名
数量	研究内容

使用済みバーコードラベルを貼付	使用済みバーコードラベルを貼付
使用済みバーコードラベルを貼付	使用済みバーコードラベルを貼付
使用済みバーコードラベルを貼付	使用済みバーコードラベルを貼付
使用済みバーコードラベルを貼付	使用済みバーコードラベルを貼付

問い合わせ先 環境保全センター・ミカシショップ 内線 6214